

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年7月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)西目風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：秋田県由利本荘市及びにかほ市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 4月26日
環境大臣意見受理	平成30年 7月13日
経済産業大臣意見	平成30年 7月23日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定及び既設の風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価の結果、及び今後実施する環境監視の結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

さらに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林については、対象事業実施区域から可能な限り除外するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。

(2)工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これらを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

(3)累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、同事業者又は他事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続終了若しくは手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。よって、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等か

ら明らかになっている情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、本事業との累積的な影響について、適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

(4)事業計画等の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在していることから、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、配置位置が変更すること及び単基出力が増加すること等による騒音等に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域の近隣には、住居等が存在していることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、配置位置が変更すること並びにハブ高さ及びブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、チュウヒ及びオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類及びガン・カモ類の渡り経路となっている可能性がある。また、同区域の周辺では、イヌワシの生息が確認されている。これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の設置・稼働によるこれら鳥類のバードストライクや渡りへの影響等について適切に把握するとともに、それらを踏まえた上で、本事業に係る調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点である「浜館公園」及び「望海の丘」等が存在しており、本事業の実施により、これら眺望点からの重要な眺望景観に対する重大な影響が懸念される。特に、「浜館公園」等の鳥海山を眺望する場については、既設風力発電設備の存在及び稼働等に係る環境影響を適切に把握した上で、本事業に係る環境影響を適切に予測・評価し、可能な限り景観に対する影響を回避又は極力低減することが重要である。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たり、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、東北自然歩道「望海と味覚を訪ねるみち」及び保健保安林と一体的に整備された「望海の丘」等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を原則回避すること。また、やむを得ず必要最小限の改変等を検討する場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。